

第5章 計画の推進

1 教育委員会活動の充実

- (1) 教育委員会会議における議論や課題研究などを通じて、教育行政を適切に推進します。また、教育懇談会の開催などにより市民や各種団体との意見交換を行うなど、教育に関する意見・要望の適切な把握に努めます。
- (2) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく総合教育会議[※]において、教育委員会と市長の連携を強化し、教育施策の総合的な推進を図ります。また、教育委員会以外の部課と連携し、教育施策を効果的に推進します。

2 教育基本計画の周知

- (1) 教育基本計画の市民周知に努めます。

3 教育基本計画の推進・管理

- (1) 計画の進捗状況を管理し効果的な推進を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、計画の点検・評価を行います。
- (2) 点検・評価にあたっては、施策の取り組み状況や成果指標の達成状況の分析結果を踏まえ評価します。
- (3) 点検・評価は毎年度実施し、市ホームページ等において公表するとともに、施策の推進や改善に反映します。

※ **総合教育会議** 地方公共団体に設置される会議で、地方公共団体の長と教育委員会で構成される。教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置の協議・調整を行う会議。